

神発第 1930 号  
2021 年 7 月 16 日

日本ボーイスカウト神奈川連盟  
団 委 員 長 各位  
地 区 役 員 各位  
県 連 役 員 各位

日本ボーイスカウト神奈川連盟  
県コミッショナー 清水 裕

### 神奈川連盟新型コロナウイルス対応（第 18 報）

#### ＝まん延防止等重点措置期間の延長＝

政府は 7 月 8 日、神奈川県など 4 県への「まん延防止等重点措置」（以下「まん延防止措置」）を、4 月 20 日から 4 度目となる延長を行い、8 月 22 日までの間適用することを決定しました。まん延防止措置は一度も解除されることなく、4 ヶ月間継続することとなりました。一方緊急事態宣言が出された東京都は 15 日、新型コロナウイルスの感染者は新たに 1,308 人確認し、1 週間前から 412 人増え、1 日当たりの感染者は 26 日連続で前週の同じ曜日を上回ったとのことです。

NHK の東京都における感染シミュレーション<sup>\*1</sup>によると、ワクチンの接種によっても<sup>\*2</sup> 秋口にかけて感染者数はほとんど減らず、また感染力の強い変異ウイルスの感染が拡大<sup>\*3</sup>し、8 月には東京都で 1 日に 1500 人、10 月には 2000 人を越す第 5 波が来ると予測しています。一方このシミュレーションによれば、厳しい社会的制限が功を奏すれば、10 月頃まで 1 日 1000 人前後で推移できると見えています。

- ※1. 世界の研究者が発表した新型コロナ関連の全論文 25 万本以上を人工知能「AI」に読み込ませ、日本の今後の感染状況を予測したデータ（出典参照）。
- ※2. 政府 CIO ポータルによると、7 月 13 日時点でのワクチン接種率は、神奈川県では 12.7%に過ぎず、ワクチン効果が期待できるのはまだ先、NHK の感染シミュレーションでは、年末以降と予測しています（出典参照）。
- ※3. NHK の報道によると、「東京感染症対策センター」のデータを元に推定値として、インドデルタ株が 1 都 3 県では既に 34%を占め、今月末までには 75%以上となり、来月中には殆どが置き換わると推定しています（出典参照）。

日本連盟からは東京都に出された緊急事態宣言や、神奈川県等に対するまん延防止措置の延長に対する指示は出ておりませんが、当連盟としては、この期間が夏期の活動期間に当たることから、本第 18 報を出すこととしました。

但し今般の措置は、まん延防止措置が延長されたことによる対応ですので、当県連としての方針は、基本的に新型コロナ対応第 17 報と何も変わっていませんが、夏期活動期間の感染防止の視点から、更新情報を正確に把握して判断の補翼として頂きたいと考えております。

## 1. 【政府からの要請】（関連事項要旨）

今回政府からまん延防止措置区域へ出された関連事項は、以下のとおりです。

住民の方は、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛や混雑している場所や時間を避けて行動し、感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は自粛してください。加えて、不要不急の府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、厳に控えてください。

## 2. 【神奈川県からの要請】

今般神奈川県から出された7月12日以降の対応は、以下の通りです。

### ① 措置区域の考え方

- 政令市（横浜市、川崎市、相模原市）は措置区域継続
- 措置期間の全ての週でステージⅢ以上にある厚木市を措置区域とする
- ただし直近1週間の10万人あたりの平均感染者率では横須賀市、秦野市、座間市等の方が横浜市より多いことに注意→感染状況に変化があれば措置区域を見直す

### ② 措置内容について

- 「措置区域」と「その他区域」で措置内容は明確に区分して要請がなされていますので、注意が必要です。
- **但し「都道府県をまたぐ移動の自粛」措置は、全県（「措置区域」＋「その他区域」）に出された要請であります。十分にご注意願います。またこの措置は、まん延防止措置が発出された4月20日に出された措置であります。**

## 3 措置区域及びその他区域（県下全域）で実施する措置の内容

### (1) 県民の外出自粛等

- 県民に対し、人の移動と、人と人との接触機会の抑制を図るため、法第24条第9項に基づき、生活に必要な場合を除く、日中を含めた外出の自粛、生活に必要な場合を除く都道府県をまたぐ移動の自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用自粛について、協力を要請する。

#### ※ 生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの

- ※ スポーツ庁からは、「外出自粛時の運動・スポーツの実施について」事務連絡が出されています（出典資料をご参照ください）

### 3. 【神奈川県教育委員会からの要請】

神奈川連盟としてはこれまで、県教育委員会の措置、特に部活動・課外活動の対応を私達ボーイスカウト活動の指針としてきました。

今般、2021年7月9日付け県教育委員会から出された通知<sup>\*4</sup>は、まん延防止等重点措置の期間が8月22日まで延長されたことを受けて発出されました。

※4 「まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う県立高等学校等の教育活動 等について(通知)」(出典参照)

- 当教育委員会からの要請は、「期間中に夏季休業期間が含まれることから、特に夏季休業期間中における教育活動外の生徒の行動について、感染防止対策の視点からも、改めて指導いただきたい」との趣旨が記載されています。

#### 《まん延防止等重点措置の実施期間中における教育活動》

《具体的な対応等》

##### エ 部活動について

- まん延防止措置期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
  - まん延防止措置期間中は、県内の大会等への参加は、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断のもと、その可否を決定する。
  - 合宿（県内及び校内合宿を含む）及び泊を伴う県外遠征については、中止とする
  - 泊を伴わない県外遠征及び他の都道府県の学校を本県に招いて行う練習試合や合同練習等については、中止とする。
- ※まん延防止措置期間終了後であっても、感染状況によっては、引き続き合宿及び県外遠征は中止とする事がある。

##### オ 修学旅行等について

- まん延防止措置期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う教育活動については、長期間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- まん延防止措置期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を超えるものについては延期又は中止とする。

##### ク 学校施設開放について

- 県民の健康的な生活を維持するため、学校施設開放は継続するが、まん延防止措置期間中の夜間（19時以降）における利用は、中止とする。

### 4. 【神奈川連盟としての措置内容】

政府及び神奈川県、及び神奈川県教育委員会の措置・要請に基づき、当県連盟としては以下の対応を取ることといたします。但し、この対応はまん延防止措置が神奈川県に出された際に発出した2021年4月19日付け「神奈川連盟新型コロナウイルス

ルス対応 第 17 報」の内容と基本的に異なるものではありません。

- スカウトの活動・集会は、万全な感染防止対策を講じ、可能な限り規模を縮小した上で実施をしてください。但し感染リスクの高い活動内容は避け、都道府県をまたぐ活動や、夜間 20 時以降の活動は行わないようお願いします。地域性もありますので最終判断は各地区・各団にて行ってください。
- まん延防止措置の期間の延長に伴い県立高等学校等に出された対応に基づき、県外への移動を伴うスカウトの宿泊活動は、中止または延期することを要請します。
- 活動参加に不安を感じているスカウトについては、その参加・不参加について当該スカウト及び保護者の意思を尊重してください。
- 内部・外部団体による大会等への参加については、基本的に自粛をお願いします。ただし大会開催地域の状況等にもよりますので、各地区・各団・主催者の判断の下、その可否を最終決定してください。
- まん延防止措置期間中に県連開催の訓練が計画されています。都道府県をまたぐ移動にかかる WB 研修所 SC 第 16 期（山梨県富士吉田市）については、近々開催される訓練機関関係者会議において決定いたします。
- なお、本新型コロナウイルス対応（第 18 報）が出される前に「夏期活動計画書」を提出するようお願いをしておりますが、夏期活動計画書の案内は 6 月 26 日付けで出し、一方まん延防止期間の延長措置は 7 月 9 日に発出されたため、すでに夏期活動計画書を提出した団にあっては、まん延防止措置の延長が知られる前に出されたものであります。従ってすでに事務局に提出された「県外旅行申請」は、上記理由により返却致します。

以 上

#### 【出典資料】

1. 政府 CIO ポータル「新型コロナワクチンの接種状況（一般接種（高齢者含む）」  
[https://cio.go.jp/c19vaccine\\_dashboard](https://cio.go.jp/c19vaccine_dashboard)
2. 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部令和 3 年 7 月 9 日「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」  
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/j8g/covid19/jiltushihoushin.html>
3. 令和 3 年 7 月 8 日「県民や事業者の皆様に対する要請の内容について」  
<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/70310/0708kaigigoyouseinaiyou.pdf>
4. 令和 3 年 7 月 9 日「神奈川県知事メッセージ」  
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ie2/message/index.html>
5. 神奈川県教育委員会令和 3 年 7 月 9 日「まん延防止等重点措置の実施期間の延長

に伴う県立高等学校等の教育活動等について(通知)」

[https://www.pref.kanagawa.jp/documents/59581/0709\\_highschool\\_notice.pdf](https://www.pref.kanagawa.jp/documents/59581/0709_highschool_notice.pdf)

6. スポーツ庁健康スポーツ課令和2年4月27日「外出自粛時の運動・スポーツの実施について(新規)」

[https://www.mext.go.jp/content/20200427-mxt\\_kouhou02-000004520\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200427-mxt_kouhou02-000004520_2.pdf)

7. NHK4月27日「新型コロナ全論文読解2～AIで迫る収束への道」

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210427/k10012993701000.html>

8. 7月10日NHK「インド型(デルタ株)関東はすでに3割超か」報道

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210710/k10013132211000.html>

9. 内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策」緊急事態宣言

<https://corona.go.jp/emergency/>